

福島風力開発株式会社「(仮称) 福島町風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和6年7月8日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、「(仮称) 福島町風力発電事業 環境影響評価方法書」について、福島風力開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所： 北海道松前郡福島町
原動力の種類： 風力（陸上）
出力： 最大48,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和5年 12月 25日
住民意見の概要等受理	令和6年 3月 18日
北海道知事意見受理	令和6年 6月 12日
経済産業大臣勧告発出	令和6年 7月 8日

問合せ先： 電力安全課 一ノ宮、山崎
電話03-3501-1742（直通）

福島風力開発株式会社「(仮称) 福島町風力発電事業 環境影響評価方法書」
に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域及びその周辺には住宅や福祉施設が存在していることから、騒音や風車の影による影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 本事業の実施により、土地改変に伴う濁水や土砂の流入による影響が懸念されることから、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 動植物調査の調査地点及び踏査ルートについては、土地改変や樹木の伐採の可能性のある区域を踏まえて設定すること。また、ラインセンサス法による生息状況調査を行うにあたっては、既存道路が利用できるなど可能な範囲で風車位置や餌資源調査地点と重複するようなルートを選定すること。
4. 哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域内での環境特性ごとに適切な方法で行うこと。
5. 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」において、チュウヒなどの分布情報により、特に重点的な調査が必要とされる注意喚起レベルA3に該当するほか、同区域の南に位置する白神岬周辺は、専門家等により渡りの多い地域であることが指摘されている。このため、希少な鳥類の生息やバードストライク、移動経路の阻害等への影響について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
6. 対象事業実施区域内に分布が確認されている植生自然度10のツルヨシ群集及び植生自然度9のヤナギ高木群落(IV)等については、当該群落への影響を回避するため、現地調査を十分かつ詳細に行い、その存在する区域を明らかにした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

7. 典型性注目種については、現地調査の結果を踏まえて候補の見直しを含めて検討の上、適切に選定すること。
8. 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度の高い植生等が存在しており、植生及び生態系の保全の重要性が非常に高い地域と考えられることから、現地調査により存在する区域を明らかにするとともに、鳥類や哺乳類などが営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地を把握した上で、本事業の実施に伴う影響を予測、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討し、評価すること。
9. 景観の調査については、四季の変化等を踏まえ、適切な調査時期を設定すること。
10. 工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)